

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

一般財団法人埼玉県教職員互助会の貸付けの特例に関する規程の制定について（通知）

一般財団法人埼玉県教職員互助会の貸付けの特例に関する規程の制定により、下記のとおり貸付事業内容の変更を行いますので、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

会員の皆様には、御不便をおかけしますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 新規貸付けの停止

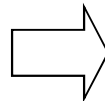
「一般貸付け」「住宅貸付け」「教育貸付け」「災害貸付け」「医療貸付け」「冠婚葬祭貸付け」について、新規の貸付けを停止します。

(2) 限度額の変更

自動車貸付けの限度額を300万円から100万円へ変更します。

〈変更一覧表〉 ※利率は変動利率になります。

貸付種類	貸付限度額	償還回数 (毎月)
一般	150万円	72回
自動車	300万円	72回
住宅	300万円	240回
教育	200万円	120回
災害	150万円	120回
医療	200万円	120回
冠婚葬祭	300万円	120回
利率※	0.9%	



	貸付限度額	償還回数 (毎月)
一般	新規貸付け停止	
自動車	100万円	72回
住宅	新規貸付け停止	
教育		
災害		
医療		
冠婚葬祭		
利率※	0.9%	

2 変更期間

令和6年10月貸付け（令和6年8月24日以降福利課に到着した申込書、令和6年10月25日送金分）から令和7年3月貸付け（令和7年2月25日までに福利課に到着した申込書、令和7年3月25日送金分）まで

3 現行の貸付けで申し込む場合の申込期限（締切日）

令和6年8月23日（金）17時福利課必着分まで

※8月24日以降の福利課到着分については、変更後の取扱いとなりますので御注意ください。

4 令和7年度以降の互助会貸付けについて

令和7年4月以降の貸付けの内容については、決定次第別途通知させていただきます。

担当 埼玉県教育局総務部福利課  
貸付・ライフプラン担当  
電話 048-830-6701

一般財団法人埼玉県教職員互助会の貸付けの特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程（昭和47年7月1日施行。以下「貸付規程」という。）に基づき行う一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員（一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則第7条に定める会員）の臨時の支出に対する貸付けに関する特例を定めるものとする。

(貸付けの停止)

第2条 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、貸付規程第3条に規定する「貸付けの種類」のうち、第1号に規定する「一般貸付け」、第2号に規定する「教育貸付け」、第3号に規定する「災害貸付け」、第4号に規定する「医療貸付け」、第5号に規定する「冠婚葬祭貸付け」及び第6号に規定する「住宅貸付け」については、新規貸付けを停止する。

(限度額の変更)

第3条 特例期間においては、貸付規程第5条第1項の表「自動車貸付け」の項中「300万円」とあるのは「100万円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

## 参考 2

公立学校共済組合埼玉支部

### 公立学校共済組合の貸付事業について

公立学校共済組合においても、貸付事業を実施しておりますが、共済組合の貸付けについては、内容の変更はございません。

なお、今回、互助会の新規貸付けを停止する貸付けの種類については、共済組合で、同種類の貸付け申込みが可能ですので、御検討ください。

また、共済組合の一般貸付けは、自動車の購入にも利用できます。互助会貸付けと併用することも可能ですので、御不明な点がございましたら、下記担当まで御相談ください。

#### 変更後の貸付事業(共済と互助会)

共済組合 貸付限度額	貸付種類	互助会 貸付限度額
200万円	一般	新規貸付け停止
1,800万円	住宅	
1,900万円 <sup>(注)</sup>	住宅災害	—
300万円 <sup>(注)</sup>	介護構造	—
550万円	教育	新規貸付け停止
200万円 <sup>(注)</sup>	災害	
120万円	医療	
200万円	結婚	
200万円	葬祭	
—	自動車	100万円
1.32%	利率(変動利率)	0.9%

(注)の貸付けについては、利率が異なります。令和6年度版「福利のしおり」の103ページを御覧ください。

担当 埼玉県教育局総務部福利課  
貸付・ライフプラン担当  
電話 048-830-6701